

平成30年10月30日
海事局安全政策課船舶安全基準室

国際海事機関(IMO)における係船オペレーション安全対策の動向

1. IMOの小委員会での審議状況(平成30年1月)

平成30年1月22日から26日の間、ロンドンのIMOにおいて、第5回船舶設計・建造小委員会(SDC5)が開催され、係船作業の安全対策に関する審議が行われた。

今次会合で、日本は、海上人命安全条約(SOLAS条約)で係船索を適切に保守することを明記すること、及び、新造船だけでなく現存船にもこの保守要件を課すことを提案したところ、各国からの支持を得て、日本提案を踏まえた① SOLAS条約改正案(2024年1月1日に発効予定) がまとめられた。

2. 今後のIMOでの審議予定

現在、次回SDC6(平成31年2月)に向けて、Eメールベースの検討(日本がコーディネータ)が行われており、同条約改正案の適切な実施のために必要となる、② 曳航設備及び係留設備のガイドライン(MSC/Circ.1175)の改正案、③ 係船設備の設計に関するガイドライン案、④ 点検及び保守に関するガイドライン案について、検討が進められている。

3. SOLAS条約改正案及び各ガイドライン案の概要

① SOLAS条約改正案

現行規則では、係船設備の安全な使用荷重に関する要件のみが規定されているが、新たに、総トン数3,000トン以上の船舶に対して、係船設備の配置及び係船索等の選定に関する要件、現存船を含む全ての船舶に対して、点検・保守に関する要件等が追加された。

② 曳航設備及び係留設備のガイドライン(MSC/Circ.1175)の改正案

索や係船設備の具体的な強度等を定める現行のガイドラインを微修正するもの。たとえば、艀装数(係船設備に作用する外力の指数)に応じた索強度などが見直されている。

③ 係船設備の設計に関するガイドライン案

係船設備の配置及び係船索等の選定に関して、新造船を対象とした新たなガイドラインを策定するもの。係船設備配置の要件として、複雑な索の配置を最小限とすること、作業監督者の視界を確保することなどが定められ、また、係船索選定の要件として、材料特性、運用時の環境条件等を考慮することが定められている。

④ 係船設備の点検及び保守に関するガイドライン案

新造船だけでなく、現存船も対象とした係船設備の点検・保守に関する新たなガイドラインを策定するもの。係船設備使用上の要件として、係船索の保管方法等が定められ、点検・保守の要件として、目視点検の際に注意すべき事項、交換の際に考慮すべき要素、点検記録の船上保管等が定められている。